

# 傍 聴 に つ い て

## 1. 傍聴人の定員

一般席の定員23人、報道席の定数3人

## 2. 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければなりません。

## 3. 議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができません。

## 4. 傍聴席に入ることができない者

次の(1)～(10)のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。(ただし、議長の許可を得た者は、撮影又は録音をすることができます。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (10) 児童及び乳幼児(ただし、議長の許可を得た場合は、入場できます。)

## 5. 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席に在るときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。(ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りではありません。)
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

#### 6. 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

#### 7. 係員の指示

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

#### 8. 違反に対する措置

傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

#### 9. その他

その他、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。